

大阪市緊急通報システム事業

緊急通報機器（携帯型機器）

機器の仕様

サイズ： 幅54.6mm、縦107.5mm、厚さ13.8mm
通信方式： 4G

緊急通報

ヒモを引くと緊急通報が受信センターに送信され、安否確認の電話がかかります。

ハンズフリー

着信から3秒後に自動的に接続しそのまま通話可能

緊急通報・健康相談

ボタンを長押しすると受信センターとすぐに会話ができます。

オプション

自己負担により通話などのオプション機能が利用できます。
(別途利用申込みが必要)



本体（持ち運び可）

ご注意

- ・緊急通報機器は、利用しなくなった場合は、返却が必要です。
- ・電波の状況によりご利用できない場合があります。

緊急通報機器（固定型機器）

本体（据え置き）

(幅218mm、縦162mm、高さ54mm)

ペンダント型送信機

※日常生活防水機能付
(到達距離50m)

スピーカー

相談

取消

緊急

相談ボタン

緊急通報ボタン



ボタンを押すと、本体で受信センターと会話ができます。

ご注意

- ・緊急通報機器は、利用しなくなった場合は、返却が必要です。
- ・ご利用にあたっては固定電話回線が必要となります。
- ・ご自宅の電話回線の状況により、別途工事費用が必要となる場合があります。

日常生活に
安心を！

携帯型機器を
導入しました！

主な事業内容

①緊急通報対応

利用者からの緊急通報を受け、状況に応じて、協力者や親族に連絡をしたり、委託事業者による駆けつけ対応や救急車の出動を要請します。

②24時間健康相談

利用者からの健康相談に看護師等がアドバイスします。

対象者

①高齢者

65歳以上でひとり暮らしの方、65歳以上の方のみの世帯、1日のうち8時間程度1人になる方

②障がい者

身体障がい2級以上または聴覚・音声・言語機能障がい3級以上の方で、単身世帯またはこれに準じる世帯

利用料

○前年所得税課税世帯

・令和4年4月からご利用の方・・・月額858円（税込）

○前年所得税非課税世帯・・・・・・・・無料

※現在ご利用中の方は令和5年3月まで現行の料金でご利用いただけます。
なお、携帯型機器に変更した場合は858円（税込）となります。

協力者の登録

事業を利用するにあたり、緊急通報時に利用者宅へ駆けつけて状況確認などを行う「協力者」の登録が必要となります。

（原則2名の登録が必要です。）

お問合せ・お申込み先：各区保健福祉センター福祉業務担当課（市外局番：06）

北区	6313-9857	都島区	6882-9857	福島区	6464-9859
此花区	6466-9857	中央区	6267-9857	西区	6532-9857
港区	6576-9857	大正区	4394-9859	天王寺区	6774-9857
浪速区	6647-9859	西淀川区	6478-9859	淀川区	6308-9857
東淀川区	4809-9857	東成区	6977-9859	生野区	6715-9857
旭区	6957-9857	城東区	6930-9857	鶴見区	6915-9859
阿倍野区	6622-9857	住之江区	6682-9859	住吉区	6694-9859
東住吉区	4399-9857	平野区	4302-9857	西成区	6659-9857

お問合せ先

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課

06-6208-9995

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

06-6208-7993

（発行 令和4年4月 大阪市福祉局）